

第19回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成24年11月16日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

地裁委員会委員

出席者 角 隆 博（佐賀地方裁判所長）

福 田 恵 巳（佐賀県弁護士会弁護士）

福 田 浩一郎（佐賀県立佐賀巖木高等学校校長）

堀 正 俊（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）

宮 島 文 邦（佐賀地方裁判所唐津支部長）

百 崎 芳 子（佐賀市男女共同参画課長）

森 永 太 郎（佐賀地方検察庁次席検事）

山 津 善 保（佐賀県医師会医師）

家裁委員会委員

出席者 金 子 隆 雄（佐賀家庭裁判所判事）

草 場 真智子（佐賀市男女共同参画ネットワーク会長）

古 賀 史 生（株式会社佐賀新聞社論説委員）

角 隆 博（佐賀家庭裁判所長）

東 島 浩 幸（佐賀県弁護士会弁護士）

前 田 幸 代（佐賀県PTA連合会母親委員）

益 田 義 人（佐賀市保健福祉部長）

(2) 説明担当者

佐賀家庭裁判所 榎本首席書記官

(3) 庶務

中里地裁総務課長，吉村家裁総務課長

4 議事

(1) 佐賀地方裁判所委員会委員長の選任及び委員長代理の指名

角委員が委員長に互選され，委員長が宮島委員を委員長代理に指名した。

(2) 佐賀家庭裁判所委員会委員長の選任及び委員長代理の指名

角委員が委員長に互選され，委員長が金子委員を委員長代理に指名した。

(3) 前回（第18回）委員会における質問に対する説明

河相刑事首席書記官から，佐賀地裁における平成24年4月末現在の裁判員裁判の自白事件と否認事件の割合について次のとおり説明した。

自白事件 約53パーセント（10人）

否認事件 約47パーセント（9人）

(4) 全体協議（テーマ「家事事件手続法について」）

ア 模擬調停（夫婦関係調整調停）

説明担当者から，家事事件手続法の概要，要点及び家事調停における現行制度との相違点等の説明がなされた後，家事調停委員2名及び職員4名により模擬調停を実施した。

イ 意見交換

（文中， は学識経験者委員， は法曹資格を有する委員， は説明担当者等の発言）

（委員長）

家事事件手続法が平成25年1月1日から施行され，調停運営が従来の方法とは変化する上で，裁判所が持つ2点の問題意識について，御意見をいただきたい。

まず一点目は，子の利益が関係する場合である。

従来離婚調停においては，子との面会交流について，当事者が求め

ていなければ調停委員から積極的に取り上げることはなかった。しかし、昨年の民法766条の改正に伴い、面会交流及び子の養育費の問題について条文に明記されたことにより、子の利益の観点から、未成年の子がいる場合には、当事者が特に取り上げていなくても、裁判所から論点として取り上げていくことになった。裁判所としては、条文の趣旨を当事者に理解してもらった上で、子の利益のために最善の解決策を探る必要があると考えているが、当事者に子の利益を最優先に考えてもらうためには、どのようなことに配慮すればよいか。

二点目は、手続の透明性に関することである。

従来調停では、調停委員が当事者双方から個別に聞いた話の要旨を場合によっては他方当事者に伝えないこともあったが、今後は、当事者双方が持つ情報を可能な限り他方にも開示して、当事者双方と議論の上、解決する道を探ることになるが、円滑な調停運営を行うためにどのようなことに配慮すればよいか。

「相手方が暴力を振るう」又は「精神的に虐待する」という動機で申立てをした調停において、申立書の写しを相手方に送付する場合、相手方に住所を知られないようにするなどの配慮はなされるのか。

相手方に住所を知られることによって申立人に危害が及ぶ可能性がある場合には、申立書の住所欄には同居時の住所等を記載し、現在の住居については、これを記載した書面等を別途提出していただくなど、申立書の写しを相手方へ送付しても現在の住居が判明しないよう配慮している。

調停における調停委員の組合せは、男女のペアなのか。

家庭裁判所の調停委員会を構成する調停委員は、基本的に全て男女のペアとしている。

申立書の書式について、申立人が記載する「申立ての趣旨」欄はあるが、相手方は自分の意向を示す欄がないのはどういうことか。

相手方の意向を聴取する照会書を，申立書の写しに同封して送付し，相手方の意向を確認している。

子の虐待について，父母のどちらが虐待しているのかが明確でない場合や虐待が酷い場合には，家裁調査官においてどのような調査がされるのか。

子に対するDVが疑われる場合には，子に対して事実関係の調査を行う。ただし，具体的な調査方法は子の年齢によって異なる。年齢が高ければ，書面での照会あるいは直接口頭による調査を行い，年齢が低い場合は，絵を描きながら調査するなどである。酷いDVを受けている子に対しては，言語を使用した調査ではなく，絵を描きながら，あるいは保育園に行く等周囲の調査を含めて客観的な事情の収集等を行っている。

当事者が持っている証拠を，調停委員に限って開示したい意向がある場合に，手続の透明性確保の観点から，相手方への証拠開示を前提として提出の検討を促す運用はどの程度徹底されるのか。

手続の透明性確保が家事事件手続法の趣旨であるので，原則として，調停委員に限って提示される証拠等は受け取らない取扱いになる。

また，夫婦関係調整調停は，それ自体は審判には移行しない事件であるが，それに関連して養育費，婚姻費，子の面会交流の審判事件が起こされた場合，夫婦関係調整調停で提出された資料は閲覧謄写の対象となることから，当該資料が相手方の目に触れる可能性はある。当事者には，閲覧謄写制度を説明し，御理解いただいた上で，調停の中で証拠を提出するかどうかを決めていただくのが現在の統一した方針である。

虐待の具体的事実についての陳述書などを相手方に提示することで，通報者，通知者が特定されないように，裁判所が配慮することはあるのか。

調停事件における記録の閲覧謄写は裁判官の判断で不許可にすることもできる。一方，審判事件では，閲覧謄写の申請があれば許可するのが原則である。ただし，相手方に開示しない意思がある場合には，非開示の意見

書・申出書を提出していただき、「未成年者の利益を害するおそれ」，「当事者，第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれ」又は「当事者，第三者の私生活上の重大な秘密が明らかにされ，その者が社会生活を営むのに著しく支障を生じ，若しくはその名誉を著しく害するおそれ」，「許可を不適當とする特別の事情」等の相当な事情があれば，審判事件においても閲覧謄写を許可しないことになる。

離婚調停において，離婚が認められなかった夫婦に対して調停委員会が何かすることはあるのか。

調停自体は法を前提とし，法に従って行うが，調停委員はそれに合わせて条理や良識も考慮して物事を解決していく立場であるため，当事者双方が円満調停を望み，当事者の意思で解決を目指すという場合には，人生論として言葉をかけることもある。

離婚をした方が良いのかどうかについては，どのように判断されることとなるのか。

子がいる場合の離婚調停においては，子の意思の尊重も必要となってくるが，当事者の主体性を確保する調停の在り方では子の視点や面会交流を考慮した上で，離婚した方がよいかどうかを当事者に決めていただくことになる。

調査の中でも子の真意の見極めが非常に難しい。特に，子の年齢が低いほど言語による表現が乏しいため，利益を考慮した意思の把握は難しく，様々な年齢構成やケースを蓄積していきながら，子の意思の把握の在り方を研究している。

家裁調査官が調査のため学校に訪問する場合は多くあるのか。学校は，プライバシーや個人情報保護の観点から，基本的に生徒の情報を出さないことになっているが，家裁調査官の調査における対応はどうすればよいのか。

家事事件においては、意思を明確に言える年齢であれば、特に情緒的に不安定な部分があって、本人から正確な客観的情報を得るのが難しい場合などに学校を訪問し、学校生活における変化の有無を聞かせていただく。学校生活に変化があり、夫婦の問題が子に影響を与えているということが明らかとなれば、離婚調停の解決への要点となり得る。

5 次回の予定

(1) 日程

平成25年5月24日(金)午後1時30分から(地裁委員会, 家裁委員会
合同開催)

(2) 意見交換テーマ

「民事調停について」(仮題)